

荒川区フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付要綱

6 荒教セ第558号

令和6年6月24日制定

(教育長決定)

令和7年7月3日一部改正

(通則)

第1条 荒川区フリースクール等利用児童生徒支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、荒川区補助金交付規則（昭和62年荒川区規則第27号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、不登校児童生徒の社会的自立を図るとともに、不登校児童生徒の個々の特性に合った居場所を確保するため、不登校児童生徒の保護者に対してフリースクール等を利用するために要する費用の全部又は一部を補助することにより、その保護者の負担を軽減することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 児童生徒 学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒のうち、荒川区立小学校又は中学校に在籍し、かつ、荒川区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有するものをいう。

(2) 不登校児童生徒 児童生徒のうち、心理的、情緒的、身体的若しくは社会的要因又は背景により、当該児童生徒が在籍する学校に出席しない、又は出席することができない状況にあるものをいう。

(3) 保護者 次に掲げるいずれかに該当する者であって、第6条に規定する補助対象期間に区内に住所を有するものをいう。

ア 児童生徒の親権者

イ 児童生徒に親権者が存在しない場合における当該児童生徒の未成年後見人

ウ 児童生徒に親権者及び未成年後見人が存在しない場合における次に掲げるいずれかに該当する者

(ア) 児童生徒を地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第1項第9号及び第292条第1項第9号の扶養親族としている者

(イ) 児童生徒を健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第7項の被扶養者としている者

(ウ) 児童生徒に係るひとり親家庭等医療費助成制度に基づく医療証を有する者

(エ) 児童生徒に係る児童扶養手当証書を有する者

エ 児童生徒の親権者又は未成年後見人がフリースクール等の利用料を負担することが困難な場合における主たる生計維持者

(4) フリースクール等 東京都フリースクール等利用者支援事業助成金交付要綱（令和6年4月

30日付け6生総企第51号。以下「都要綱」という。)第4条のフリースクール等をいう。

(5) 利用料 都要綱第2条第5項の利用料をいう。

(補助対象者)

第4条 この要綱による補助の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる事項のいずれにも該当する保護者とする。

(1) 第8条第1項の規定による申請をする日(以下「申請日」という。)の属する年度において都要綱第9条第3項の交付決定者であること。

(2) 申請日の属する年度の前年度分の個人住民税及び国民健康保険料を滞納していないこと。

(補助対象経費)

第5条 この要綱による補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象者がフリースクール等に支出した利用料とする。

(補助対象期間)

第6条 この要綱による補助の対象となる期間は、申請日の属する月(以下「申請月」という。)からフリースクール等の利用を終了する月(利用の終了が申請月の翌年度以降となる見込みである場合には、申請月の属する年度の3月)までとする。

(補助金の額)

第7条 1月当たりの補助金の額は、1月当たりの補助対象経費の額から補助対象者が交付を受ける1月当たりの都助成金の額を減じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、2万円を上限とする。

2 補助金は、予算の範囲内において交付する。

(交付申請等)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次項で定める補助対象経費の区分ごとに荒川区フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付申請書兼実績報告書(別記第1号様式。以下「申請書兼実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(1) 補助対象者が交付を受ける都助成金に係る都要綱第9条第3項の東京都フリースクール等利用者支援事業助成金交付決定通知書の写し

(2) 領収書その他の補助対象経費の支払い金額を確認することができる書類の写し

(3) その他区長が必要と認める書類

2 前項の補助対象経費の区分は次のとおりとし、それぞれの区分に係る申請書兼実績報告書の提出期限は別に定めるものとする。

(1) 第1四半期(4月1日から6月30日まで)

(2) 第2四半期(7月1日から9月30日まで)

(3) 第3四半期(10月1日から12月31日まで)

(4) 第4四半期(1月1日から3月31日まで)

(交付決定等)

第9条 区長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容に係る審査を行い、補助金を交付するか否かを決定するものとし、補助金を交付することを決定したときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。この場合において、区長は当該申請に係る不登校児童生徒が在籍する荒川区立小学校又は中学校（以下「在籍学校」という。）の校長の意見を聴取することができる。

2 区長は、前項の規定による補助金の交付決定に際して、別紙の補助条件を付するものとする。

3 区長は、第1項の規定により補助金を交付することを決定し、交付すべき補助金の額を確定した者（以下「交付決定者」という。）には、荒川区フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付決定通知書兼確定通知書（別記第2号様式）により、補助金を交付しないことを決定した者には、荒川区フリースクール等利用児童生徒支援補助金却下通知書（別記第3号様式）により、その旨を通知しなければならない。

(情報の共有)

第10条 在籍学校及びフリースクール等は、フリースクール等における不登校児童生徒の様子等について、相互に情報を共有するものとする。

2 区長は、交付決定者の不登校児童生徒の在籍学校及び当該不登校児童生徒が利用するフリースクール等に対し、申請内容について情報提供を行うものとする。

(補助金の請求)

第11条 第9条第3項の規定による通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、荒川区フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付請求書（別記第4号様式）を、区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 区長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第4条に定める補助対象者の要件を満たさなくなったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 交付を受けた補助金を別の用途に使用したとき。

(4) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件又は次条の規定による命令に違反したとき。

(補助金の返還)

第13条 区長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、当該取消しに係る部分に関し、荒川区フリースクール等利用児童生徒支援補助金取消通知書（別記第5号様式）により交付決定者に通知するとともに、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育委員会事務局教

育部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から適用する。
- 2 第7条第2項の規定にかかわらず、令和6年4月1日から同年9月30日までの間にフリースクール等の利用を新たに開始した申請者は、同年10月31日までに申請書を提出するものとする。
- 3 第11条第1項の規定にかかわらず、令和6年度にフリースクール等に支出した補助対象経費に係る補助金の交付決定者の実績報告書兼請求書の提出期間については、次に掲げる表によるものとする。

補助対象経費の区分	実績報告書兼請求書の提出期間
4月1日から9月30日までの補助対象経費	11月1日から12月20日まで
10月1日から12月31日までの補助対象経費	2月1日から3月20日まで
1月1日から3月31日までの補助対象経費	4月1日から4月15日まで

附 則（令和7年7月3日一部改正）

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。